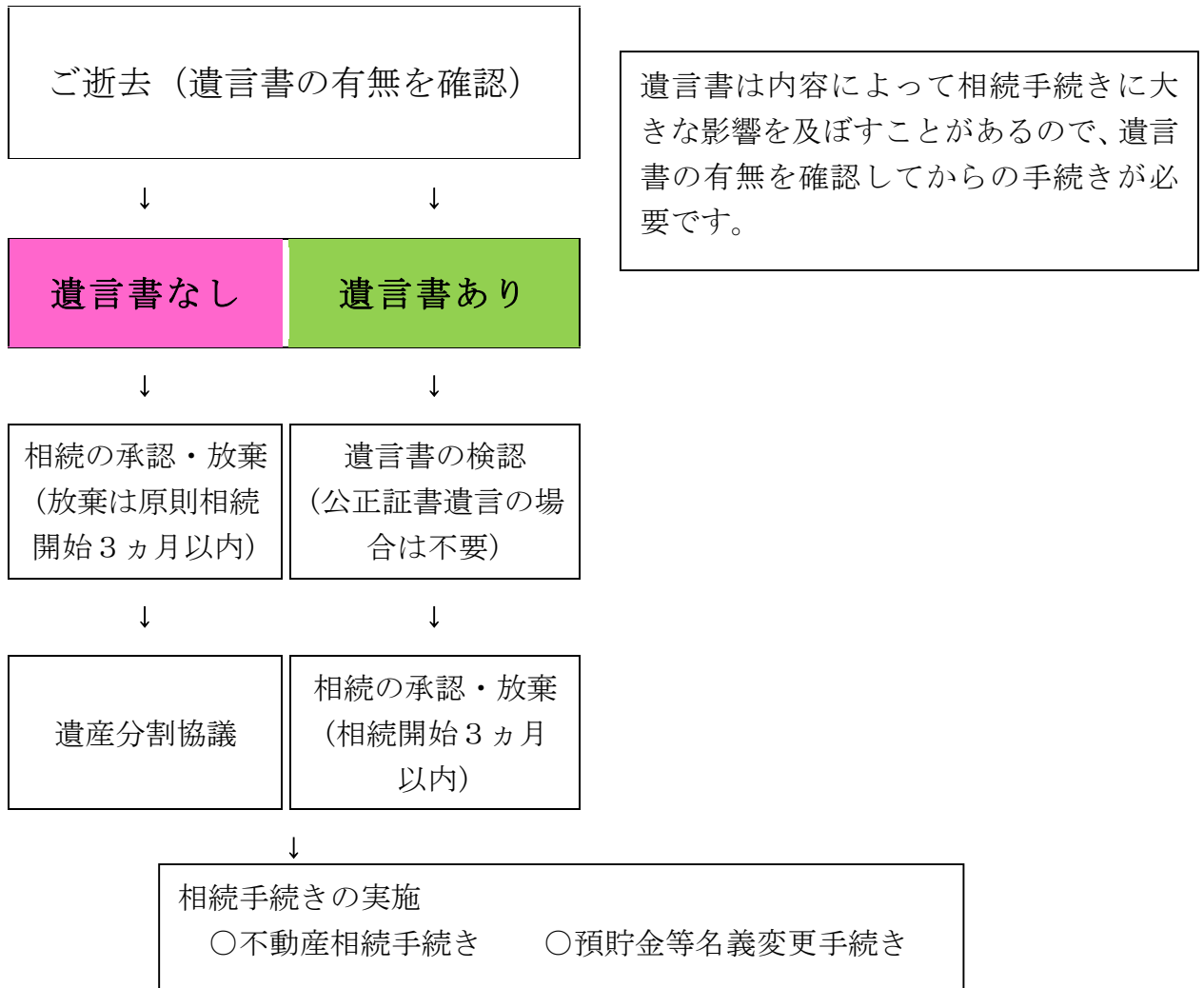


相続手続きの流れ

以下は相続手続きの流れを簡単に図解したものです。

まず、故人が遺言書を作成していたか、否かをご確認ください。



相続手続きを放っておくと…

ありませんので、行わなくても何ら罰則はありません。しかし、不動産を売却する際など名義人が亡くなったままでは取引はできません。また、亡くなった方の名義のまま長期間放置しておくと相続人が増えてしまい、いざ相続登記をする時には相続人の確定に時間と費用がかかり、縁遠い相続人にも分割協議の為に印鑑をもらわなくてはならない等の問題も発生してきます。相続が発生した場合は速やかに手続きをされる事をおすすめいたします。

相続登記手続きの必要書類について

● 亡くなられた方に関する書類

故人の戸籍（除籍）謄本

亡くなられた事実と法定相続人の確定をさせていただき、故人の出生から死亡までの連続している戸籍謄本が必要となります。（※1）

死亡時の住民票（除票）

故人の死亡時の住所の確認をさせていただきます。

遺言書

公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言などがある場合はご用意下さい。（※2）

● 相続人に関する書類

相続人の戸籍謄本等

「被相続人の戸籍（除籍）謄本」ですべての相続人を確認できる場合は必要ありません。

印鑑証明書

遺産分割協議書にて相続をされる場合は遺産分割協議書署名者全員の印鑑証明書をご用意下さい。遺言書がある場合や遺産分割協議を行わないで相続登記をする場合は必要ありません。

● 相続される物件に関する書類

固定資産税評価証明書

相続物件を確定する為に必要となります。
固定資産税納付書でも構いません。（※3）

（※1）当事務所での取得も可能です、ご相談下さい。

（※2）公正証書遺言以外は家庭裁判所での検認手続きが必要です。
検認手続きについて家庭裁判所に提出する書類の作成も行っておりますので、当事務所へご相談下さい。

（※3）お手元がない場合は、当事務所で調査いたします

兄弟姉妹の方が相続人になる場合の留意

- ・ 故人に子供がいらっしゃらず、ご両親・祖父母（直系尊属）が既に死亡なされている場合、兄弟姉妹（含む異母兄弟）の方が相続人になります。
- ・ 兄弟姉妹の方の範囲を確認する為に。戸籍謄本は故人のご両親様の出生から死亡まで、及び祖父母様の死亡が確認できる謄本も必要になります。
- ・ 兄弟姉妹の方が死亡されている場合は「甥姪」の方が相続人になりますので、その場合、死亡されて兄弟姉妹の方の兄弟姉妹の方の出生から死亡までの戸籍謄本も必要となります。

相続用語のいろいろ

法定相続人（ほうていそうぞくに

民法で定められた相続人になる人。

具体的には、

- ① 被相続人の配偶者（夫、妻）
- ② 次のいずれかの人
 - a. 被相続人の子（※1・※3）
 - b. 被相続人がいない場合、被相続人の両親
 - c. 被相続人に子、両親がともにいない場合、被相続人の兄弟姉妹（※2）

（※1） 子は死亡しているが、孫がいる場合には孫が、子も孫も死亡していて曾孫がいる場合には曾孫が、法定相続人になります。

（※2） 兄弟姉妹が死亡している場合には、甥・姪だけが法定相続人になります。兄弟姉妹も、甥・姪も死亡している場合、法定相続人はいなくなります。

（※3） 養子は実子と同様に法定相続人になります。他家に養子にいった子ども、子であることに何ら変わりはありませんから、他の子と同等の相続権を有します。

被相続人（ひそうぞくにん）

亡くなられた人のこと。

相続放棄（そうぞくほうき）

被相続人の財産を受け取らないことを、家庭裁判所に申立すること。相続放棄が認められると、相続開始の時点にさかのぼって相続人ではないこととなります。ただし、自分が相続人である相続が開始されたことを知ったときから、3ヶ月以内に行うことが必要です。

法定相続分（ほうていそうぞくぶん）

遺言書がない場合の民法が定める相続の割合。

	配偶者	子※	父母※	兄弟姉妹※
	1 / 2	1 / 2		
配偶者と父母	2 / 3		1 / 3	
配偶者と兄弟姉妹	3 / 4			1 / 4
配偶者のみ	全部			
子のみ		全部		
父母のみ			全部	
兄弟姉妹のみ				全部

遺留分（いりゅうぶん）

兄弟姉妹以外の法定相続人が最低限相続できる財産の割合。

（法定相続分により分配した場合）

	配偶者	子※	父母※	兄弟姉妹※
配偶者と子	1 / 4	1 / 4		遺留分は ありません
配偶者と父母	1 / 3		1 / 6	
配偶者と兄弟姉妹	1 / 2			
配偶者のみ	1 / 2			
子のみ		1 / 2		
父母のみ			1 / 3	

※複数いる場合には原則として均等に分割します。

限定承認（げんていしょうに

預金などプラスの財産の範囲内で、借入などのマイナスの財産を相続することを、家庭裁判所に申し立てすること。ただし、必ず法定相続人全員で相続開始後3ヶ月以内に行う必要があります。

単純承認（たんじゅんしょうに

被相続人の財産全てを無条件に相続すること。
この場合の財産には借入などの債務が含まれますので、相続財産で債務返済ができない場合には、相続人固有の財産から債務を返済する義務が生じます。
相続開始後3ヶ月以内に相続放棄や限定承認をしなかった場合や、相続財産を処分した場合や、相続財産を処分した場合は、単純承認をしたものとみなされます。

遺言書の検認（ゆいごんしょのけん

公正証書遺言書以外の遺言書の場合、発見された時の状態で家庭裁判所に提出し、法定相続人の立会のもとで確認する手続きのこと。
封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。ただし、検認を受けても、遺言書の内容が被相続人の自由な意思を表しているか、またその効力の有無などが確認されるわけではありません。